

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」等に対する
意見募集（パブリックコメント）の結果について

1. 意見募集の実施方法

- (1) 意見募集の周知方法
電子政府の総合窓口、報道発表、環境省ホームページ
- (2) 意見募集期間
平成 28 年 6 月 10 日～平成 28 年 7 月 11 日
- (3) 意見提出方法
電子メール、郵送又はファクシミリ
- (4) 意見提出先
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

2. 意見募集の結果

- (1) 意見提出者・団体数
17 個人・団体
- (2) 整理された意見総数
80 件

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
全体		
1	法施行からこれまでコンデンサと呼称していたこと、また、変更せずとも本質的な問題が発生しないと考えられるため、「コンデンサ」を「コンデンサー」に変更すべきでない。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）及びこれらの関係政省令等と平仄を合わせ、「コンデンサー」と規定しております。
2. (1) 高濃度 PCB 廃棄物の基準、環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品及び高濃度 PCB 使用製品の基準		
2	高濃度 PCB 廃棄物の基準について、PCB を含む油が廃棄物となったものについては、当該廃棄物の重量に占める当該廃棄物に含まれている PCB の重量の割合が、0.5%であることとあるが、「0.5%を超えていること」ではないか。	PCB 特措法において「…これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの」と規定されているため、政令において、その基準として 0.5%であることを規定するものです。

3	<p>廃プラスチック類のみについて、PCB が染み込んだものかどうかを区別する理由は何か。また、PCB が染み込んだものと染み込んでいないものはどのように区別するのか。</p>	<p>廃プラスチックについては、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の含浸性があるものとこれがないものが存在するため、個別の態様に即して判断されることとなります。</p>
4	<p>ガラスくずの基準の考え方を、陶磁器くずと同じ「付着物あたり」でなく、廃プラスチック類と同じ「PCB を含む部分あたり」としてはどうか。</p> <p>理由としては、密度の大きい廃棄物における PCB 濃度の過小評価を避けるためと思うが、ガラス密度は約 2.2、プラスチックのなかでも PTFE は 2.2 であることから、基準の考え方を密度や廃棄物重量換算表で分類することには一部不都合がある。また、焼却における挙動の観点でも、ガラスは 850℃の焼却炉にて軟化・熔融して液体になるが、陶磁器くずは軟化しないため、挙動の面でも陶磁器くずと区別してはどうか。さらに、既に一部の自治体等において、ガラスの基準の考え方を、「PCB を含む部分あたり」にて運用していると聞いており、「付着物あたり」では現場での混乱が危惧される。</p>	<p>一般に、ガラスくずについては PCB の含浸性がないものと判断され、金属くず・陶磁器くずと同様に取り扱うこととしております。</p>
5	<p>油には該当しない液体（廃酸、廃アルカリ）は、どの基準をもとに高濃度 PCB 廃棄物への該当性を判断するのか。</p>	<p>PCB 原液や PCB を含む油と一緒に混合している液体については、PCB を含む油が廃棄物になったものとして取り扱います。</p>
6	<p>高濃度 PCB 廃棄物が火災で燃えてしまった後に発生した燃え殻は、どの基準をもとに高濃度 PCB 廃棄物への該当性を判断するのか。</p>	<p>火災で燃える前の廃棄物の種類によって、金属くずや可燃性の廃棄物の残さ物などが考えられ、後者の残さ物については、「その他 PCB が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの」に係る基準が適用されます。</p>
7	<p>改正案では、政令の規制値を超えるか否かで高濃度又は低濃度が判断されることになるが、PCB が使用された廃安定器（防爆型を含む）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により分解・解体（形状の変更）が原則禁止されているため、PCB 濃度の分析は実質上不可能。これは提示されている考え方と矛盾していると考えられるため、高濃度 PCB 廃棄物の基準として、従来の運用の通り「製造時に絶縁油として意図的に PCB が使用された電気機器」が良い。</p>	<p>廃安定器については、銘板等を確認することにより、個別に PCB 濃度の分析を行わずとも、高濃度 PCB の含有について判断することが可能であると考えております。</p>
8	<p>PCB 廃棄物の運搬用に繰り返し使用し、今後数年間使用予定であるが、使用後は PCB が付着しているおそれがあるため PCB 廃棄物として処分する予定となっている運搬容器（ドラム缶など）は PCB 使用製品に該当するか。PCB 使用製品に該当しない場合は、何に該当するのか。</p>	<p>運搬容器として繰り返し使用しており、PCB が付着等していることから将来 PCB 廃棄物となる製品は、PCB 使用製品に該当します。</p>

9	メーカーからの情報により微量のPCBが混入しているおそれがあるとされている機器は、PCB使用製品に該当するのか。	PCBが検出された場合には、PCB使用製品に該当します。
10	<p>PCB使用製品の基準について、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品について、次の方法によりPCBを除去したものであって、封入されている油に含まれているPCBの割合が0.3mg/kg以下であることとあるが、0.5mg/kg以下であることではないか。また、全てのPCB含有物について、0.5mg/kgを入口基準とすべき。</p> <p>廃掃法施行令第2条の4・施行規則第1条の2及びPCB特措法第2条・施行令第1条・施行規則第3条において、処理された廃油について0.5mg/kg以下であればPCB廃棄物ではないとしていることから、PCB使用製品から除かれる「環境に及ぼすおそれの少ない製品」の基準についてもそれに合わせるべきと考える。</p> <p>また、処理費用が業者言いなりで高価になりすぎることや、国際認識レベル50mg/kgより著しく低く、科学的合理性にかけるため、おそれの少ない基準を技術の可能性ではなく経済合理性含めた範囲とすべきであり、少なくとも従来基準（これも低すぎる）0.5mg/kgより下げるべきでない。仮に、この数値にするなら国際標準として0.3とすべき。</p>	<p>「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」（平成27年3月13日経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室・経済産業省商務流通保安グループ電力安全課・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）を踏まえ、0.3mg/kgとしています。これは、同手順書の策定に当たって行われた実証試験において、実課電期間90日間以降での絶縁油中のPCB濃度が0.3mg/kg以下であれば、本体容器及びいわゆるコア部分等の各部材のPCB濃度が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の2に規定するPCB処理物の基準に適合することが確認されていることを踏まえたものです。</p>
11	PCB使用製品の基準について、「当該製品に封入されているPCBを含む油をPCBを含まない油に入れ替えた上」とあるが、『課電自然循環洗浄』などに見られる手法と推察するものの、目標は油中濃度 $\leq 0.3\text{mg/kg}$ のため、必ずしも「PCBを含まない油」で行う必要はなく、「含まない」という表現は安易に使用するべきではない。	「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」（平成27年3月13日経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室・経済産業省商務流通保安グループ電力安全課・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）を踏まえた記述としております。
12	高濃度PCB使用製品の基準について、PCBを含む油については、当該油の重量に占める当該油に含まれているPCBの重量の割合が、0.5%であることとあるが、0.5%を超えていることではないか。	PCB特措法において「…これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの」と規定されているため、政令において、その基準として0.5%であることを規定するものです。

13	<p>これまでに分析を行った結果において、0.5mg/kg以下であった事業者には、PCB含有機器を使用している認識がないと思われ、今回の法改正に併せ濃度基準を見直した場合、混乱を招くのではないかと考え、より一層の計画倒れとなりそうだが、いかがか。</p>	<p>低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品の廃棄については、ストックホルム条約の遵守に向けて、実態把握を十分に行った上で、低濃度 PCB 使用製品の廃棄又は PCB の除去を進めることとし、そのための方策について検討を行い、また、低濃度 PCB 廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、さらに、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることとしております。PCB 特措法改正法附則第 5 条においても、法施行後の 5 年以内に、検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしており、まずは、これらの検討を進めてまいります。なお、平成 16 年 2 月 17 日環産産発 040217005 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「重電機器等から微量の PCB が検出された事案について」については、従前通りの取扱いといたします。</p>
14	<p>今回の改正によって、使用中の高濃度 PCB 機器についても対象となりますが、使用できる機器を廃棄させるのであれば代替品を購入する為の補助金事業も必要と思われますが、検討はされているのか。</p>	<p>使用中の製品の廃棄については、PCB 使用製品が法定耐用年数や更新推奨時期が過ぎていること、設備の経年劣化も懸念され、特に安定器については漏えい等の事故も発生していることから、一定の期間内にその廃止を義務付けるとともに、事業者自らの設備の効果、更新を広く呼び掛けているところです。</p> <p>高濃度 PCB 廃棄物の処理費用については、独立行政法人環境再生保全機構に PCB 廃棄物処理基金を設立し、中小企業者等については処分料金の 70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については、処分料金の 95%を軽減しています。</p> <p>こうした取組を含め、設備の交換、更新を推進するための方策については、既に先行して費用負担をした者との公平性も勘案しつつ、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>

15	PCB 使用製品に該当するための濃度等の下限値は定められないのか。「PCB を含む油」とは、具体的にどれくらいの PCB を含んでいる場合に該当するのか。同様に「PCB が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品」とは、具体的にどれくらいの PCB が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された場合に該当するのか。	PCB が含有されている製品については、「これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるもの」を除き、PCB 使用製品に該当します。なお、平成 16 年 2 月 17 日環廃産発 040217005 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「重電機器等から微量の PCB が検出された事案について」については、従前通りの取扱いといたします。
16	PCB を含む油が使用された高圧トランス等の製品について、過去に油の入れ替えが行われたことにより、現在封入されている油に含まれている PCB の割合が 0.3mg/kg 以下となっている製品は、PCB 使用製品に該当するのか。	「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」(平成 27 年 3 月 13 日経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室・経済産業省商務流通保安グループ電力安全課・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)に従って適切に PCB を除去したものであって、封入されている油に含まれている PCB の割合が 0.3mg/kg 以下となったものについては、PCB 使用製品から除かれることとなります。
17	平成 16 年 2 月 17 日付け環廃産発第 040217005 号通知により、廃重電機器等については、機器毎に測定した当該廃重電機器等に封入された絶縁油中の PCB 濃度が処理の目標基準である 0.5mg/kg 以下であるときは、当該廃重電機器等は PCB 廃棄物に該当しないこととされているが、PCB 使用製品については適用されないのか。	平成 16 年 2 月 17 日環廃産発 040217005 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「重電機器等から微量の PCB が検出された事案について」については、PCB 使用製品についても整合的な取扱いとなるよう、今後、施行通知等で趣旨を明らかにしてまいります。
2. (2) PCB 廃棄物処理計画の記載事項		
18	現行省令第 4 条第 1 号並びに第 2 号ハ及びニが削除された理由は何か。	都道府県市が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の記載事項については、現行のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成 13 年環境省令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 4 条第 2 号イ～ニに掲げる事項は全て PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の体制に関する事項であることから、これらをまとめて規定することとしたものです。同条第 1 号については改正しません。

2. (3) 高濃度 PCB 廃棄物 ①保管等の届出方法		
19	<p>「高濃度 PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを予定している年月（保管事業者のみ）」の委託とは、どのような状況のことを言うのかを明確にしていきたい。</p> <p>理由としては、高濃度 PCB の場合、処分できる場所は J E S C O のみであるが、J E S C O に処分を依頼する場合、最初に「登録」という手続きを踏んで J E S C O 側での登録手続きを行ったあと、実際の処分が始まるまで（J E S C O から声が掛かるまで）順番待ちをする必要がある。処分の順番が回ってきたら J E S C O と委託契約を結び、その後実際に J E S C O の施設に現物が受入れられるようになってから収集運搬業者に委託して J E S C O に運び込む流れとなる。以上に示すように、高濃度の場合、保管事業者が能動的に「委託」ができる状況ではなく、あくまでも J E S C O との調整の上ということになる。つまり、いつ委託契約が結べるかは未定である。</p> <p>ここで示されている委託がどのような状況をいうのか、「登録」が済めば委託と同等と見なされるのか、それとも実際に委託契約を結ぶ事が必要条件となるのかを知りたい。保管事業者の立場から言えば、登録が終われば対象物を処分するために J E S C O に運び込むのを待っているだけなので、委託したと同等としてもらいたい。</p>	<p>「委託」の趣旨については、今後施行通知等で明らかにしてまいります。</p>
20	<p>「保管等の状況の届出について、従来の届出書の記載事項から保管事業者の資本金の額、従業員数等を削除し、様式を改正する。」とあるが、これらを削除すると中小企業の判別ができないことから、併せて「⑨届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の 100 分の 50 以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人」を削除しても支障がないと考えられるため、旧法施行規則第 5 条に基づく保管等の状況の届出（様式第一号）の⑨も削除してはどうか。</p>	<p>削除する予定としております。</p>
21	<p>電気事業法電気関係報告規則で届出する使用中の PCB 含有電気工作物と重複している使用製品があるため、旧法施行規則第 5 条に基づく保管等の状況の届出（様式第一号）の「⑧ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」は、電気事業法電気関係報告規則対象外の PCB 使用製品のための記載とすべきではないか。</p>	<p>電気工作物に該当する高濃度 PCB 使用電気工作物については、PCB 特措法に基づく届出の対象にはなりません。なお、低濃度 PCB 使用電気工作物については、予定されている電気事業法電気関係報告規則の改正において、毎年度の使用状況を届け出る制度とはなっておりません。このため、PCB 特措法に基づき、届出を行っていただくこととしています。</p>

22	届出手続きやPCB 廃棄物の保管・処分に関する担当者の部署、氏名及び連絡先の記載欄を設けてほしい。	様式において、担当者等の氏名及び連絡先（電話番号）の記載欄を設ける予定です。
23	廃棄物処理法第 12 条の 2 第 8 項の規定は、事業活動に伴って定常的に特別管理産業廃棄物を排出する事業場に対して特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことを義務付ける趣旨であり、ほぼ全ての PCB 廃棄物の保管事業者については該当しないと考えられるため、特別管理産業廃棄物管理責任者の記載欄を削除すべきである。	PCB 廃棄物は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の特別管理産業廃棄物に該当するため、PCB 廃棄物を保管している事業者は、廃棄物処理法第 12 条の 2 第 8 号の規定に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。なお、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないものであり、「事業活動に伴って定常的に特別管理産業廃棄物を排出する」か否かを要件とはしておりません。
24	どのような保管事業者でも簡易に届出書が作成できるよう、A 4 用紙 1 枚分とする、記載事項を最小限にするなど、様式の簡略化に努めるべきである。	法の趣旨を踏まえ可能な限り様式の簡略化に努めてまいります。
25	改正法第 10 条第 2 項に基づき、高濃度 PCB 廃棄物の処分を終えた者に届出を義務付けるのであれば、現行の規則第 5 条第 2 項から第 5 項に定める産業廃棄物管理票の提出は不要ではないか。引き続き保管している事業者のみが届出を行えば良いのではないか。	PCB 特措法第 10 条第 2 項に基づく処分終了の届出は、処分委託契約の完了の時点で行っていただく届出であるため、処分事業者において処理が完了し、産業廃棄物管理票の写しの送付があった場合には、PCB 特措法第 8 条第 1 項に基づき、その写しを添付していただく必要があります。
26	高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所を変更した場合の届出については、改正法の条文には明記されていないと考えてよいか。	施行規則において規定いたします。
27	高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所を変更した場合の届出を行わなかった場合、罰則の適用はあるのか。	罰則の適用はございませんが、施行規則において、高濃度 PCB 廃棄物の保管場所を変更する場合、都道府県知事への届出を義務づけておりますので、法令遵守いただく必要があります。
28	改正法第 8 条第 1 項に基づき、毎年度、高濃度 PCB 廃棄物の保管状況（特に現行省令の様式により記載することとなっている「前年度中に他の事業場から移動した PCB 廃棄物」及び「前年度中に他の事業場へ移動した PCB 廃棄物」）を届出するのであれば、高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所を変更した場合の届出は不要ではないか。	PCB 廃棄物については、過去に紛失等の事案も発生していることを踏まえ、都道府県市が高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所を適時適切に把握することは、高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の確保の観点から不可欠です。このため、年に 1 回の届出に加え、保管の場所を変更した場合の届出が必要です。

29	「変更のあった日から 10 日以内」とする必要性はあるのか。PCB 廃棄物は爆発性・引火性等の安全性の問題は無く、廃棄物処理法上の保管基準を遵守していれば逐一行政へ届出を義務付ける必要性はなく、毎年度の保管状況の届出書で十分と思われる。実際に PCB 廃棄物以外の特別管理産業廃棄物については、保管場所を移動させることについて規制は無い。	都道府県市が高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所を適時適切に把握することは、高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の確保の観点から不可欠であり、保管の場所を変更した場合、10 日以内の届出が必要です。
30	掘り起こし調査等で新たに発見された PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品については、発見された時点で届出をさせることを徹底すべきである。 理由としては、現行の届出は、年に一回の保管等に係る届出のみであり、毎年 4～6 月にこれを行うこととされている。しかしながら、掘り起こし調査等で新たに発見された場合に、現行の制度では次年度の 6 月末までの届出義務となることから、都道府県市での情報把握に遅れが生じるところ、処理期限まで時間がなく、また、都道府県市が未処理の保管事業者・所有事業者に対する指導を的確に行っていくためにも、発見された時点で届出をさせることが不可欠であるためである。	掘り起こし調査により新たに発見された高濃度の PCB 廃棄物・PCB 使用製品については、速やかに都道府県市に届出を行うよう都道府県市において指導を徹底していただきたいと考えております。
2. (3) 高濃度 PCB 廃棄物 ②保管場所の変更の制限の特例		
31	(i)及び(ii)の両方を満たさなければ、保管の場所を変更できないのか。それとも、(ii)を満たせば(i)の表に記載された区域外への保管の場所の変更も可能という趣旨か。	(i)又は(ii)の場合に保管の場所を変更することが可能であり、(ii)の環境大臣の確認を得た場合には、表の区域を越えた保管の場所の変更が認められます。
32	「(i)により保管の場所を変更した場合の届出」は、(ii)の環境大臣の確認を受けた場合にも必要か。	都道府県市への事後の届出は不要ですが、環境大臣の確認を得たとおりに変更したことを報告いただきます。
33	(ii)の環境大臣の確認を受けようとする場合の申請書の記載事項のうち、「届け出た保管の場所において確実かつ適正に高濃度 PCB 廃棄物を保管することができなくなった理由」とあるが、どのような理由であれば認められるのか。	例えば、届け出た保管の場所に係る事業場を閉じることとなり、当該高濃度 PCB 廃棄物を確実かつ適正に保管できる他の事業場にこれを移動させる場合等が想定されます。

34	<p>「確実かつ適正に保管することができる場所」について、定義もしくは例示していただきたい。</p> <p>理由としては、PCB 保管場はNIMBY（忌避施設）であるため、従来保管場所として使い続けていた場所が何らかの理由で使えなくなって PCB 廃棄物の移動が余儀なくされる場合、簡単に移動先が見つかるとは考えにくい。さらに今回の案では環境大臣の確認という一段高いハードルを越えなくてはならず、大臣の確認にも相当な時間がかかると予想され、PCB 廃棄物の保管場所がある程度の期間確保できないということも懸念されるため、大臣確認のスピード化が望まれるところである。PCB の保管場所の移動は切実な問題となって保管事業者に掛かってくる問題になると思われる。大臣への確認申請の際、どんな状況であれば確実かつ適正に保管することができる場所と判断されるのか、例を示して説明していただきたい。</p>	<p>廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の保管基準に適合する保管の場所であって、保管事業者の責任の下、適切に保管・管理できる場所である必要があります。</p>
35	<p>高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所を変更した場合の届出の提出先は都道府県知事なのに対し、(ii)の確認はなぜ都道府県知事ではなく環境大臣なのか。また、申請書の提出先は環境省のどこが窓口となるのか。</p>	<p>(ii)の確認は、都道府県境を越えて保管の場所を移動させる場合であるので、その適否については、環境大臣が確認を行う必要があります。申請書の提出先等の詳細については現在検討中です。</p>
36	<p>使用していた電気機器を取り外した後、保管場所まで移動する場合、同一区域内の移動である事が条件となるのか。その場合、同一区域内に保管できる場所がない場合、どのような手続きとなるのか。</p>	<p>PCB 特措法第 8 条第 2 項の適用の対象ではありませんが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において、JESCO の各処理施設の事業対象地域が定められていることから、高濃度 PCB 廃棄物として排出された区域外に保管の場所を移動することは、原則として認められません。</p>

2. (3) 高濃度 PCB 廃棄物 ③保管等の状況の公表方法		
37	<p>副本の縦覧を廃止したうえで、インターネットによる保管等の状況の公表内容は、「届出書の副本及び添付書類」ではなく「届出書の内容を取りまとめた電子データ等」とすべきである。</p> <p>理由としては、「届出書の副本及び添付書類」をインターネットに公表すると規定した場合、スキャナー等による画像データへの変換が求められ、作業量及びデータ量が膨大なものとなる。このような作業に追われ、本来、行政がなすべき事務が滞ることがあってはならない。例年国において集約を行っている「届出書の内容を取りまとめた電子データ等」を活用すれば、公表内容の利用者にとって無駄なデータがなく、利便性が高いものとなり、新法第9条の趣旨（保管及び処分の状況の公表）を達せられると考えられ、また、インターネットによる公表を行えば、副本の縦覧も不必要であり、わざわざ副本を存在させる意味はないと思われる。</p> <p>また、仮に副本及び添付書類をすべてインターネットで公表するとなるとシステム化や書類のPDF化も必要となるため、公表方法についても検討が必要ではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「都道府県知事による保管等の状況の公表は、届出書の副本及び添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。」と規定することとします。届出書の副本及び添付書類を全て画像データに変換してウェブサイト等に掲載することが困難な場合については、例えば、従前のおりこれらを都道府県庁等において公衆の縦覧に供するとともに、届出書に記載された情報を取りまとめてインターネットにより公表することが考えられます。これらの趣旨については、今後、施行通知等で周知を図ってまいります。</p>
38	<p>PCB 廃棄物の保管事業者をインターネット上に晒そうとする意図は何か。</p> <p>インターネットでの公表は、悪徳商法や強請りを行う者に悪用されることが懸念されるため、好ましくないと考える。</p> <p>また、個人の保管事業者（PCB 廃棄物を排出した事業を行っていた会社が廃業し、経営者が無くなった後、事業活動を行っていない息子が当該 PCB 廃棄物を保管している場合等）の氏名、住所、連絡先等をインターネット上に公表することは、個人情報保護の観点から問題があるのではないか。</p> <p>また、PCB 廃棄物の保管事業者をインターネットに公開することは、保管事業者となっている企業や個人がマイナスイメージを持たれてしまうことにつながるおそれがある。保管事業者の中には、PCB 特措法施行前に意図せず PCB 廃棄物を譲り受けた等、過去の経緯があつて自らの事業活動とは関係なく保管事業者となっている者も存在することに配慮すべきである。</p> <p>また、PCB 廃棄物の保管事業者をインターネット上に晒すことは、一種の社会的な制裁であり、行政が未把握の PCB 廃棄物を保管している保管事業者の中には、これから保管等の届出書の提出を行うことをためらう者も出てくるのではないか。</p>	<p>PCB 特措法の目的である国民の健康の保護及び生活環境の保全のために、これらの情報を広く一般に公開することが必要なものであることから規定されているものであり、PCB 特措法の改正における国会審議も踏まえ、公表の方法の一つとしてインターネットを例示しているものです。</p>

39	インターネットで公表する場合の具体的な公表方法・公表項目を例示してほしい。届出書の副本及び添付書類を一つずつPDFファイルにして公表するのは、作業にコストが必要となるだけでなく、閲覧者にとっても不便である。インターネットを利用して公表する場合は、何らかの一覧表を作成して公表すべきだと思われるが、保管等の届出書の情報を全て一覧表に落とし込むのは困難であり、情報を絞り込む必要があると考える。	御指摘を踏まえ、「都道府県知事による保管等の状況の公表は、届出書の副本及び添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。」と規定することとします。届出書の副本及び添付書類を全て画像データに変換してウェブサイト等に掲載することが困難な場合については、例えば、従前のおりこれらを都道府県庁等において公衆の縦覧に供するとともに、届出書に記載された情報を取りまとめてインターネットにより公表することが考えられます。これらの趣旨については、今後、施行通知等で周知を図ってまいります。
----	---	---

2. (3) 高濃度 PCB 廃棄物 ④処分期間		
40	<p>「保管事業者は、・・・・、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託しなければならない。」の委託とは、どのような状況のことを言うのかを明確にしていきたい。</p> <p>理由としては、高濃度 PCB の場合、処分できる場所は J E S C O のみであるが、J E S C O に処分を依頼する場合、最初に「登録」という手続きを踏んで J E S C O 側での登録手続きを行ったあと、実際の処分が始まるまで（J E S C O から声が掛かるまで）順番待ちをする必要がある。処分の順番が回ってきたら J E S C O と委託契約を結び、その後実際に J E S C O の施設に現物が受入れられるようになってから収集運搬業者に委託して J E S C O に運び込む流れとなる。以上に示すように、高濃度の場合、保管事業者が能動的に「委託」ができる状況ではなく、あくまでも J E S C O との調整の上ということになる。つまり、いつ委託契約が結べるかは未定である。</p> <p>ここで示されている委託がどのような状況をいうのか、「登録」が済めば委託と同等と見なされるのか、それとも実際に委託契約を結ぶ事が必要条件となるのかを知りたい。保管事業者の立場から言えば、登録が終われば対象物を処分するために J E S C O 運び込むのを待っているだけなので、委託したと同等としてもらいたい。</p>	<p>「委託」の趣旨については、今後施行通知等で明らかにしてまいります。</p>
41	<p>従来から PCB 廃棄物処理基本計画において計画的処理完了期限を示していたものの、現行の政令では、高濃度 PCB 廃棄物であるか否かを問わず、PCB 廃棄物の処分の期間を平成 39 年 3 月 31 日までとしており、今回改正で急きょ計画的処理完了期限を政令で定め、なおかつ原則としてその 1 年前の処分を義務付けることは、高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者にとってあまりに急であり、酷ではないか。</p>	<p>計画的処理完了期限等は拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体との約束を踏まえて、平成 26 年 6 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画で規定されており、保管事業者にはこの計画的処理完了期限内の処分委託をこれまでもお願いしてきたところです。こうした中、今般の PCB 特措法の改正においては、この計画的処理完了期限を確実に達成するため、法律上の処分委託の期限である処分期間を新たに設定し、この処分期間の末日を、それぞれの計画的処理完了期限の 1 年前の日としたものです。また、これまで処分の実績等があり、処分期間の末日から起算して 1 年を経過した日までに確実に処分委託する等の確認がなされる場合は、これまでの計画的処理完了期限と同じ特例処分期限日までとする規定も設けております。このように、これまでの取組を十分に踏まえたものとしておりますので、この点御理解をお願いいたします。</p>

42	<p>現行の政令では、高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者は、J E S C O の計画的処理完了期限を過ぎた後であっても、平成 39 年 3 月 31 日までに自ら処分する等の対応を行えば合法となる規定となっている。今回の改正で、例えば北九州事業エリアの高濃度 PCB 廃棄物に該当する廃変圧器等の保管事業者は、原則として平成 30 年 3 月 31 日までに処分をしなければならなくなり、処分の義務付けが 9 年間も前倒しとなる上、今から 1 年半しか時間が無い。このような事態は、法政策上あまりに理不尽ではないか。</p>	<p>計画的処理完了期限等は拠点の広域処理施設が立地する地元地方公共団体との約束を踏まえて、平成 26 年 6 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画で規定されており、御指摘の北九州事業エリアにおける計画的処理完了期限は平成 31 年 3 月 31 日までとされており。保管事業者にはこの計画的処理完了期限内の処分委託をこれまでもお願いしてきたところです。こうした中、今般の PCB 特措法の改正においては、この計画的処理完了期限を確実に達成するため、法律上の処分委託の期限である処分期間を新たに設定し、この処分期間の末日を、それぞれの計画的処理完了期限の 1 年前の日としたものです。また、これまで処分の実績等があり、処分期間の末日から起算して 1 年を経過した日までに確実に処分委託する等の確認がなされる場合は、これまでの計画的処理完了期限と同じ特例処分期限日までとする規定も設けております。このように、御指摘の北九州事業エリアにおいても、9 年間の前倒しを求めるものではなく、これまでの取組を十分に踏まえたものとしておりますので、この点御理解をお願いいたします。</p>
43	<p>廃棄物処理法上、高濃度 PCB 廃棄物の処分は J E S C O でしかできない訳ではなく、技術上の基準等を満たした上で産業廃棄物処理施設の許可を取得すれば誰でも可能な法規制となっている。現状では J E S C O しか高濃度 PCB 廃棄物の処分を行えないため、PCB 廃棄物処理基本計画において J E S C O の計画的処理完了期限を示すことは理解できるが、それを政令で定めて処分期間を平成 39 年 3 月 31 日から大幅に前倒しし、事実上 J E S C O での処分以外を法的に行えないようにすることは、J E S C O による高濃度 PCB 廃棄物の処分を法的に独占させることであり、民間の自由競争を侵害しているのではないか。</p>	<p>過去の経緯を踏まえれば、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点の広域処理施設を除いて、高濃度 PCB 廃棄物の処分を行うことは困難な状況であり、こうした状況を踏まえて、同社の拠点の広域処理施設を活用して高濃度 PCB 廃棄物の処分を進めることとしているものです。なお、廃棄物処理法や PCB 特措法においても、中間貯蔵・環境安全事業株式会社以外の事業者であっても、廃棄物処理法に基づく必要な許可を受けることで、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を行うことは引き続き認められておりますので、この点御理解をお願いいたします。</p>

44	<p>現に保管している高濃度 PCB 廃棄物の処分を JESCO に予約しているが、順番待ちで音沙汰が無く、このままでは本当に処分期間内に処分を委託できるのか不明の状況。また、処分期間内又は特例処分期限日までに処分を委託できなければ法に基づく改善命令が出されることになるが、処分の「予約」をしていけば改善命令の対象とすべきではないと考える。したがって、処分期間を計画的処理完了期限より前とするのであれば、JESCO による処分を速やかに進めていただきたい。また、処分の「委託」について、処分の「予約」でも同等であるとしていただきたい。</p>	<p>PCB 特措法に基づく期間内処分は、保管事業者が高濃度 PCB 廃棄物の処分の委託に係る JESCO との契約を締結することによって果たされるものですが、JESCO 側のみの事由により保管事業者が期間内に委託契約を締結できないといったことが生じないよう、国として JESCO を適切に指導してまいります。</p>
<p>2. (3) 高濃度 PCB 廃棄物 ⑤処分終了の届出方法</p>		
45	<p>法第 10 条第 2 項に基づく届出は、できるだけ簡素な様式及び手続きとし、全ての PCB 廃棄物を処分して使用製品の所有も無い場合であっても、当該処分した日の翌年度まで新法第 8 条第 1 項（第 19 条により読み替えて準用する場合を含む、以下同じ。）に基づく届出を要するものと明示されたい。</p> <p>理由としては、新法第 8 条第 1 項の保管等の届出義務は、保管事業者（新法第 19 条による準用にあつては、所有事業者）に課せられており、全ての PCB 廃棄物の処分を終えて保管も所有も無い事業者は、当該処分の日翌年度において届出義務者に該当しないと解される可能性が否定できない。一方、新法第 9 条の保管等の状況の公表は、「前条第 1 項」すなわち新法第 8 条第 1 項の保管及び処分の状況を公表するものとされているが、処分による数量の変化を確実に把握して公表するためには、前年度中に全ての PCB 廃棄物を処分した場合であっても新法第 8 条第 1 項に基づき届出がなされることが望ましい。また、処分の状況については、今般新法第 10 条第 2 項において、全処分時の届出が義務化されたが、新法第 9 条の公表の対象ではなく、さらには銘板や濃度分析調査により非該当（PCB 汚染物ではない）機器と判明して保管数量がゼロになった場合は、「処分」ではないため新法第 10 条第 2 項の届出対象ではない。以上から、PCB 廃棄物及び PCB 使用機器の総量の変化を的確に捉えるために、新法第 8 条第 1 項に基づく届出を活用すべきであり、新法第 10 条第 2 項に基づく届出は、新法第 8 条第 1 項に基づく届出事項との重複が無いように簡素なものとするべきである。</p>	<p>全ての PCB 廃棄物の処分が終了した場合でも、翌年度 4～6 月には、前年度の状況として PCB 特措法第 8 条第 1 項（第 15 条及び第 19 条において読み替えて準用する場合を含む。）に基づく届出が必要であることを、今後、施行通知等により明らかにしてまいります。また、PCB 特措法第 10 条第 2 項（第 15 条及び第 19 条において読み替えて準用する場合を含む。）に基づく処分終了等の届出については、法の趣旨を踏まえ可能な限り簡素なものとするようにいたします。</p>

46	<p>高濃度 PCB 廃棄物の保管状況については、改正法第 8 条第 1 項で毎年度の保管等の届出が義務付けられており、その中で前年度中の処分状況（現行の様式では「⑤前年度中に処分した PCB 廃棄物」、「⑥前年度中に処分を委託した PCB 廃棄物」）を報告することになっている。今回、別途届出義務を課したのはなぜか。</p>	<p>PCB 特措法第 8 条第 1 項（第 15 条及び第 19 条において読み替えて準用する場合を含む。）に基づく届出は、前年度 1 年間の状況を届け出るものですが、処分期限が間近に迫った状況においては、保管事業者が処分を終了したことを都道府県知事が適時適切に把握することが不可欠であるため、PCB 特措法第 10 条第 2 項（第 15 条及び第 19 条において読み替えて準用する場合を含む。）により、処分・廃棄が終了した時点での届出が義務づけられたものです。</p>
47	<p>高濃度 PCB 廃棄物の処理施設が事実上 J E S C O だけであり、政令上も J E S C O の計画的処理完了期限をもとに高濃度 PCB 廃棄物の処分期間を設定するのであれば、高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者の処分終了に関する情報は行政と J E S C O が直接情報交換することにより全て把握可能であり、今回新たに届出義務を課す必要性は無いのではないか。</p>	<p>廃棄物処理法上、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理責任は排出事業者であり、当該責任の下、その廃棄物が最終処分されるまでの状況を把握する必要があります。このため、保管事業者が PCB 特措法に基づく期間内処分の義務を履行したことについては、処分事業者である J E S C O ではなく、保管事業者において、都道府県知事に届け出ていただくことが必要です。</p>
48	<p>高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者において、保管している複数の高濃度 PCB 廃棄物のうち一部の高濃度 PCB 廃棄物のみを処分した場合、この届出は不要と考えてよいか。</p>	<p>PCB 特措法第 10 条第 2 項に基づく届出は、「全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた」場合に行っていただくこととなります。他方、PCB 特措法第 10 条第 3 項第 2 号の規定による届出を行った者が、一部の高濃度 PCB 廃棄物を処分した場合は、同号ロで届け出た「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の…数量」に変更があることから、同条第 4 項の規定に基づく届出が必要です。</p>
49	<p>処分終了の届出期間を 30 日以内とするべきであり、罰則規定が設けられている届出であることを踏まえると、各届出の期限については、その緊急性に応じた設定としていただきたい。特に様式第四号（処分・廃棄終了届出書）の届出には緊急性はなく、複数の保管事業所を有する事業者の場合、10 日以内での対応は非常に厳しいことから、承継と同様の 30 日以内といった裕度のある設定としていただきたい。</p>	<p>保管事業者における処分の状況については、PCB 廃棄物の期限内の適正な処理を担保する観点から、都道府県知事が適時適切に把握することが不可欠です。御指摘を踏まえ、また、添付書類の準備に時間を要する承継に係る届出との差異にも鑑み、届出の期限は、全ての PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から 20 日以内と規定することといたします。</p>

50	<p>高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者において、全ての高濃度 PCB 廃棄物の処分が終了したものの、未だに高濃度 PCB 使用製品を使用している場合、この届出は不要と考えてよいか。</p>	<p>高濃度 PCB 廃棄物については全て処分が終了することとなりますので、基本的には、一旦、処分終了の届出を提出いただくこととなります。</p>
51	<p>「全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない」とあるが、既に処分終了の届出をした後に新たに廃棄物となったポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管せざるを得ない状況になる可能性が考えられる。一度処分終了届を出した後で再び同じ場所で保管を始める場合、どのような手続きが必要になるのか示されたい。</p> <p>理由としては、不動産売買等の関係で稼働中のポリ塩化ビフェニル製品を所有することはごく普通に考えられることである。保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分をすべて終え、既に終了の届け出を行っているにも関わらず、その後に上記のような理由で新たに所有者になってしまった場合、JESCO への登録を経て順番がまわってくるまである程度の期間以前使っていた保管場所等に再び保管せざるを得ない状況が考えられる。一旦処分終了と届け出たのち新たに PCB が発生した場合の保管再開についての手続について明らかにしてほしい。</p>	<p>高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を譲り受けた場合は、譲受け等に係る届出を行った上で、PCB 特措法第 19 条において読み替えて準用する第 8 条第 1 項に基づく届出を行っていただくこととなります。</p>

2. (3) 高濃度 PCB 廃棄物 ⑥特例処分期限日に関する届出方法		
52	<p>「産業保安監督部に提出のあった電気使用工作物管理計画のうち、計画的処理完了期限までに使用を廃止することを内容にするものについては、産業保安監督部長より都道府県知事に対する情報提供がなされ、その電気工作物が廃棄（電気使用工作物の廃止と同義）された場合は、特例処分日に関する届出がなされたものとして、取り扱う」との規定について、条文記載の際には、電気工作物の電気事業法上の廃止（電路から取り外す）と電気工作物の廃棄が同義であること、及び廃棄物の処分と明確に区別される表現とすること、及び電気工作物の使用者が廃止にとどまらず、特例処分日までに廃棄物の処分を行わなければならないことについて、周知徹底を行うよう経済産業省に引き続き働きかけを行うことを求める。</p> <p>理由としては、当該みなし規定は、電気事業法関連法令と PCB 特措法により規制が重複しないようにするものとのことであるが、記載された「廃棄」の趣旨が「廃棄物の処分」を示すと解釈すれば、電気使用工作物管理計画において、廃止予定とされたものを計画通り、廃止して保管を開始したものについて、改善命令の対象となってしまうなど、誤解を生じやすい状況となっており、また、規制が重複しないための措置とはいえ、PCB 特措法の趣旨は使用を廃止するだけでなく、計画的処理期間内の適切な PCB 廃棄物の処理であることから、PCB 特措法上の特例処分日に関する届出が不要としても、特例処分日までに確実に廃棄物の処分が行われるよう、使用中の段階から厳格な指導を行わなければ、法律の理解不足による廃棄物処理の遅延が起こる可能性があるためである。</p>	<p>制度の趣旨について、施行通知等で周知徹底を図ってまいります。</p>
2. (3) 高濃度 PCB 廃棄物 ⑧改善命令書の記載事項		
53	<p>履行期限はいつまでを設定することが可能か。計画的処理完了期限を過ぎた後まで設定可能なのか。</p>	<p>遅くとも計画的処理完了期限までに処分を行うことを命ずることとなります。</p>
2. (3) 高濃度 PCB 廃棄物 ⑨処分の代執行に要した費用の徴収方法		
54	<p>代執行に要した費用とは、処分費用のみを指すのか。処分費用以外の費用は何を想定しているのか。また、それぞれの算定基礎はどのようにして算出するのか。</p>	<p>徴収の対象となるのは「処分等措置に要した費用」であり、PCB 特措法第 12 条第 1 項に基づき保管事業者に対して命ずる措置に要する費用を指します（例えば、処分に伴う運搬等）。算定は、実際に要した費用を基礎として行うこととなります。</p>

2. (4) その他のPCB 廃棄物 (以下「低濃度 PCB 廃棄物」という。)		
55	「低濃度 PCB 廃棄物」という用語は法律のみならず政令・省令においても定義されないのか。	PCB 特措法第 14 条において、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。))」と規定されており、政省令においては当該規定を踏まえた規定とする予定です。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物との用語は使用しません。
56	これまで通知等において「微量 PCB 汚染廃電気機器等」という用語が使われてきたが、今回改正される政令・省令では使用されないのか。低濃度 PCB 廃棄物との違いを教えてください。	「微量 PCB 汚染廃電気機器等」は、電気機器又は OF ケーブル (ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。) に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものをいうものとされています。PCB 特措法及びその施行令・施行規則においては、高濃度 PCB 廃棄物の基準を、含まれている PCB の割合をもって定めた上で、高濃度 PCB 廃棄物に当たらない PCB 廃棄物を低濃度 PCB 廃棄物として取り扱っております。

57	<p>PCB 特別措置法改正後も平成 24 年の告示（「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」等の一部を改正する告示）は今後も有効であることを明確にして、「微量 PCB 汚染廃電気機器等」は今後も今までと同じ低濃度 PCB 廃棄物で処理されることとし、そこに封入されている 5,000mg/kg を超える絶縁油や機器本体は JESCO でなく無害化処理認定施設で処理することになることを明らかにして頂きたい。</p> <p>理由としては、非意図的に混入された場合で、PCB 濃度が 5000mg/kg を超える微量 PCB 汚染廃電気機器等は、①銘盤では判別できず、絶縁油中の PCB 濃度を分析する必要があり、②これまでと同様に、低濃度 PCB 廃棄物扱いとし、処理実績のある低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定施設にて処理できるようにした方が適当、③JESCO では処理していない。このような状況を考慮すると、実態を把握するのが難しい非意図的に混入した場合で、PCB 濃度が 5000 mg/kg を超える廃電気機器について、JESCO の処理対象に追加すると、処理期限内に高濃度 PCB 廃棄物の処理を完了させることへのリスクを増加させることになる。従って、非意図的に混入された場合で、PCB 濃度が 5000mg/kg を超える廃電気機器は、これまでと同様に、低濃度 PCB 廃棄物扱いとし、処理実績のある低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定施設にて処理を継続できるようにすると共に、そのことを明確にして頂きたい。</p>	御指摘の告示については変更はなく、引き続き有効です。
58	メーカーからの情報提供等により低濃度 PCB 廃棄物に該当するおそれがある機器について、保管等の状況の届出を提出する義務はあるのか。	PCB 廃棄物に該当することが明らかとなった場合、届出が必要です。
59	「保管等の状況の届出について、従来の届出書の記載事項から保管事業者の資本金の額、従業員数等を削除し、様式を改正する。」とあるが、これらを削除すると中小企業者の判別ができないことから、併せて「⑨届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の 100 分の 50 以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人」を削除しても支障がないと考えられるため、旧法施行規則第 5 条に基づく保管等の状況の届出（様式第一号）の⑨も削除してはどうか。	削除する予定としております。

60	<p>電気事業法電気関係報告規則で届出する使用中の PCB 含有電気工作物と重複している使用製品があるため、旧法施行規則第 5 条に基づく保管等の状況の届出（様式第一号）の「⑧ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」は、電気事業法電気関係報告規則対象外の PCB 使用製品のみ記載とすべきではないか。</p>	<p>電気工作物に該当する高濃度 PCB 使用電気工作物については、PCB 特措法に基づく届出の対象にはなりません。なお、低濃度 PCB 使用電気工作物については、予定されている電気事業法電気関係報告規則の改正において、毎年度の使用状況を届け出る制度とはなっておりません。このため、PCB 特措法に基づき、届出を行っていただくこととしています。</p>
61	<p>掘り起こし調査等で新たに発見された PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品については、発見された時点で届出をさせることを徹底すべきである。</p> <p>理由としては、現行の届出は、年に一回の保管等に係る届出のみであり、毎年 4～6 月にこれを行うこととされている。しかしながら、掘り起こし調査等で新たに発見された場合に、現行の制度では次年度の 6 月末までの届出義務となることから、都道府県市での情報把握に遅れが生じるところ、処理期限まで時間がなく、また、都道府県市が未処理の保管事業者・所有事業者に対する指導を的確に行っていくためにも、発見された時点で届出をさせることが不可欠であるためである。</p>	<p>掘り起こし調査により新たに発見された高濃度の PCB 廃棄物・PCB 使用製品については、速やかに都道府県市に届出を行うよう都道府県市において指導を徹底していただきたいと考えております。</p>
62	<p>保管場所を変更することによる移動時における PCB の漏えいリスクがあり、また、都道府県及び政令市による継続的な監視・指導に支障があるため、低濃度 PCB 廃棄物の保管場所の変更についても、高濃度 PCB 廃棄物と同様に原則変更禁止とすべきである。しかし、改正法において禁止の措置がなされていないことから、旧法施行規則第 6 条の保管場所の変更届出の記載内容を変更し、保管事業者が安易に保管場所を変更しないようにされたい。</p>	<p>低濃度 PCB 廃棄物については、PCB 特措法上、保管の場所の変更は制限されておりません。変更を行う場合には、廃棄物処理法に基づく収集運搬基準を満たす形で運搬する必要があり、また、保管基準等を満たす形で新たな保管場所において保管することが求められます。</p> <p>低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品の廃棄については、ストックホルム条約の遵守に向けて、実態把握を十分に行った上で、低濃度 PCB 使用製品の廃棄又は PCB の除去を進めることとし、そのための方策について検討を行ってまいります。</p>

63	<p>「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」報告書別紙2においても、「処理期限は2年程度の余裕を見込み設定する必要がある」とされており、ストックホルム条約で求められている処理の年限（平成40年）を考慮すれば、その2年前には処理を完了することが必要であること、処理期限が39年3月末のままでは、その時点から処理を開始しても条約期限内の処理は困難であること、高濃度 PCB 廃棄物と同様に、最終期限より前倒した処理期限、特例処分期限日を設けるべきであることから、改正 PCB 特措法第14条において、処理期限が政令で定める期間とされており、政令案ではこれまでと同様、平成39年3月末とされているが処理に余裕を見込んで期限を前倒しすべき。</p>	<p>低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品の廃棄については、ストックホルム条約の遵守に向けて、実態把握を十分に行った上で、低濃度 PCB 使用製品の廃棄又は PCB の除去を進めることとし、そのための方策について検討を行い、また、低濃度 PCB 廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、さらに、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることとしております。PCB 特措法改正法附則第5条においても、法施行後の5年以内に、検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしており、まずは、これらの検討を進めてまいります。</p>
64	<p>「低濃度 PCB 廃棄物に係る法第14条及び第15条に基づくその他の政省令規定事項（処分期間等）は従前のおりとする」とあるが、低濃度 PCB 廃棄物の処理の期限は平成39年3月であり、ストックホルム条約に規定する PCB の全廃までの期間は、1年9月となるが、高濃度 PCB 廃棄物や同使用製品と同様、段階的規制などの追加方策を規定の検討を要すると考えられる。</p> <p>理由としては、PCB 特措法が平成13年7月に施行された後に存在が判明した「低濃度 PCB 廃棄物及び使用製品」については、使用中のものが相当数あることなど、実際に処理しなければならない廃棄物の数量の全容が把握できていないこと、処理施設整備の途上にあることから、計画的処理に向けた取り組みが必要と考えられるためである。</p>	<p>低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品の廃棄については、ストックホルム条約の遵守に向けて、実態把握を十分に行った上で、低濃度 PCB 使用製品の廃棄又は PCB の除去を進めることとし、そのための方策について検討を行い、また、低濃度 PCB 廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、さらに、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることとしております。PCB 特措法改正法附則第5条においても、法施行後の5年以内に、検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしており、まずは、これらの検討を進めてまいります。</p>

65	<p>改正 PCB 特措法第 1 2 条や第 1 3 条では、高濃度 PCB 廃棄物のみに改善命令や代執行制度が設けられているが、低濃度 PCB については当該制度が設定されておらず、処理完了期限内の処理を確保する制度の導入が不可欠としていたこれまでの貴省の説明と矛盾しており（「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について」（H27 年 12 月 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会報告書 p27）、低濃度 PCB 廃棄物に対する改善命令や代執行制度を設定すべき。</p>	<p>低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品の廃棄については、ストックホルム条約の遵守に向けて、実態把握を十分に行った上で、低濃度 PCB 使用製品の廃棄又は PCB の除去を進めることとし、そのための方策について検討を行い、また、低濃度 PCB 廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、さらに、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることとしております。PCB 特措法改正法附則第 5 条においても、法施行後の 5 年以内に、検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしており、まずは、これらの検討を進めてまいります。</p>
2. (5) 高濃度 PCB 使用製品		
66	<p>標準試薬として使用している PCB については、「廃棄することを予定している年月」を記載すべき事項から除外すべきである。 理由としては、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 3 条-5 において、「実験室規模の研究のために又は参照の標準として使用される量の化学物質については適用しない。」としており、今後の環境保全にかかる分析業務に必要な標準試薬は、同条約上の廃絶の対象から外れており、今後も必要と認められることから、廃棄することを予定している年月の記載は困難と思われるためである。</p>	<p>標準試薬についても、高濃度 PCB 使用製品に該当するものについては PCB 特措法に基づき期間内の処分が求められるため、廃棄予定年月を記載いただくことが必要であり、御理解をお願いいたします。</p>
67	<p>掘り起こし調査等で新たに発見された PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品については、発見された時点で届出をさせることを徹底すべきである。 理由としては、現行の届出は、年に一回の保管等に係る届出のみであり、毎年 4～6 月にこれを行うこととされている。しかしながら、掘り起こし調査等で新たに発見された場合に、現行の制度では次年度の 6 月末までの届出義務となることから、都道府県市での情報把握に遅れが生じるところ、処理期限まで時間がなく、また、都道府県市が未処理の保管事業者・所有事業者に対する指導を的確に行っていくためにも、発見された時点で届出をさせることが不可欠であるためである。</p>	<p>掘り起こし調査により新たに発見された PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品については、速やかに都道府県市に届出を行うよう都道府県市において指導を徹底していただきたいと考えております。</p>

68	使用製品について条約期限内に使用廃止を求めなければ、確実な処理を確保することは困難なため、改正 PCB 特措法第 18 条に基づき、高濃度 PCB 使用製品については、一定期限内の廃棄が義務付けられたが、それ以外の PCB 使用製品についても、同様の規定を設けるべき。	低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品の廃棄については、ストックホルム条約の遵守に向けて、実態把握を十分に行った上で、低濃度 PCB 使用製品の廃棄又は PCB の除去を進めることとし、そのための方策について検討を行い、また、低濃度 PCB 廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、さらに、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることとしております。PCB 特措法改正法附則第 5 条においても、法施行後の 5 年以内に、検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしており、まずは、これらの検討を進めてまいります。
69	使用製品について条約期限内に使用廃止を求めなければ、確実な処理を確保することは困難なため、電気工作物については、電気事業法で措置可能だが、それ以外の使用製品について、どのように主務官庁に使用廃止に協力を求めるのかを明確にするべき。	電気工作物以外の高濃度 PCB 使用製品については、PCB 特措法に基づき、その所有事業者が廃棄の義務を負いますが、PCB 特措法第 21 条第 1 項の規定（事業所管大臣等に対する要請）も踏まえ、事業所管大臣にも必要な指導等を行っていただくよう協力を求めてまいります。
70	廃棄の見込みが処分期間等を超えている場合、届出書の受理を拒否することはできるのか。	届出書を受理する都道府県市において、廃棄予定日を処分期間内とするか、PCB 特措法第 18 条第 2 項第 2 号に基づく届出を行うよう、適切に指導いただくようお願いいたします。
71	廃棄の見込みが処分期間等を超えている場合、罰則が適用されることはあるのか。	高濃度 PCB 使用製品について、処分期間を超えた期日が廃棄予定日として記載されている場合、直ちに罰則の対象となるものではありませんが、処分期間までに廃棄がなされないと、PCB 特措法第 18 条第 3 項の規定に基づき、高濃度 PCB 廃棄物とみなされ、改善命令等の対象となります。
72	廃棄終了の届出期間を 30 日以内とするべきであり、罰則規定が設けられている届出であることを踏まえると、各届出の期限については、その緊急性に応じた設定としていただきたい。特に様式第四号（処分・廃棄終了届出書）の届出には緊急性はなく、複数の保管事業所を有する事業者の場合、10 日以内での対応は非常に厳しいことから、承継と同様の 30 日以内といった裕度のある設定としていただきたい。	所有事業者における廃棄の状況については、高濃度 PCB 使用製品の期限内の適正な廃棄を担保する観点から、都道府県知事が適時適切に把握することが不可欠です。御指摘を踏まえ、また、添付書類の準備に時間を要する承継に係る届出との差異にも鑑み、届出の期限は、全ての高濃度 PCB 使用製品の廃棄を終えた日から 20 日以内と規定することといたします。

73	<p>確実かつ適正な保管場所が全国で1カ所しかないため、その他の区域で使用している高濃度 PCB 使用製品をその保管場所に移動してから処分する必要があり、全部の処分が終了するまでその保管場所の「処分終了の届出」を提出することができないが、このような場合どのようにしたらよいか。</p>	<p>PCB 特措法第 10 条第 2 項に基づく処分終了の届出は、全ての高濃度 PCB 廃棄物の処分を終えたときに行うことが求められます。なお、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において、JESCO の各処理施設の事業対象地域が定められていることから、高濃度 PCB 廃棄物として排出された区域外に保管の場所を移動することは、原則として認められません。</p>
74	<p>特例処分期限日までに廃棄を行おうとする場合の届出について、処分を他人に委託する場合、「ただし、特別管理産業廃棄物処理業者に対し高濃度 PCB 廃棄物の処分を委託したことのある場合は、契約書の写しに換えて、特例処分期限日までに処分を委託することを当該処理業者に約する書類の写しとすることができる。」とあるが、該当箇所の記述だと意味が取りにくいので、「処分を委託したことのある場合は」を「処分を委託したことがある場合は」に修正されたい。</p>	<p>法令上、「…をしたことのある〇〇」との規定ぶりは認められるため、原案のとおりといたします。</p>
2. (6) 保管事業者・所有事業者の地位の承継に係る届出方法		
75	<p>①について「被相続人との続柄を証する書類」とは、具体的にどのような書類か。</p>	<p>戸籍謄本等を想定しています。</p>
76	<p>②について「高濃度 PCB 廃棄物・PCB 使用製品に係る事業」とあるが、高濃度のみに限定しているのはどういう趣旨か。法第 16 条は高濃度 PCB 廃棄物を除く PCB 廃棄物には適用されないということか。</p>	<p>資料中「高濃度 PCB 廃棄物・PCB 使用製品」とあるのは、「PCB 廃棄物・高濃度 PCB 使用製品」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。</p>
77	<p>相続人が二以上いる場合も想定されることから、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときには、これを証する書類を提出させるべきである。理由としては、相続人が二以上いる場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときに、概要資料で示されている添付書類だけでは、届出者がその全員の同意により当該事業を承継すべき相続人として選定された者に該当するか否かが判断できないためである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、都道府県知事が、当該事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出を求めることができる旨の規定を置くこととします。</p>

その他		
78	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の譲受け・譲渡しに係る届出を規定すべきである。</p> <p>理由としては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲受け・譲渡しについては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）において、認められる場合が定められているが、その具体的な範囲を書面等で確認する手続がない。また、ポリ塩化ビフェニル使用製品については、譲受け・譲渡しの制限が法定化されていないことから、当該行為が行われたとしても都道府県が把握する手立てがない。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処理を確実にするためには、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の保有状況を適切に把握する必要があるため、届出等の手続を設ける必要がある。</p>	<p>御指摘を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の譲受け・譲渡しに係る届出を規定することとします。</p>
79	<p>PCB 廃棄物の入口基準を設けるべき。</p> <p>理由としては、H23.10.1の第1回PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会（資料4）でも、入口基準を設けることについて会議の論点整理事項として挙げられていたにもかかわらず、結論が出ていないところ、以下の低濃度PCB 検討委員会第2回資料「PCB が染み込んだ汚泥の特別管理産業廃棄物の判定基準の考え方」においても、「平成16年4月1日までに環境省令でその判定基準を設定することとなっている」と記載されているにもかかわらず、未だに基準を設定していないことは問題。仮に設定しないのであれば、その根拠をPCB 処理基本計画等に明記すべき。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
80	<p>処理前の充電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/L以下であるときは、当該重電機器等は、特別管理産業廃棄物、PCB 廃棄物に該当しないものであるとして取り扱われているが、それ以外のものについては、明確な判断基準がないため、根拠がないまま、卒業判定基準を指標として分析することあることを踏まえ、絶縁油以外についても、含有濃度としての基準値設定をしていただきたい。</p> <p>これは、塗膜くず等のPCB分析において、PCBが含有しているかどうかを判定して欲しいという依頼が増えているが、PCB含有の定義がないため、回答できずに困ることがあるためである。</p>	<p>御意見として承ります。</p>